

別表(二) 年令階級別補給限度額

新舊對照表

別表(三) 國民徵用扶助規則ニ依ル生活扶助費改正限度額ト現行限度額トノ比較

(一) 引揚民事務所(以下事務所と稱す)は門司、

要領

引揚民事務所を設置せしむるものとす

對する應急保護の實施に當らしむる爲關係府縣に

爲す者及内地より朝鮮又は臺灣に引揚を爲す者に

道(以下内地と稱す)以外の地域より内地に引揚を

大東亜戦争の終結に伴ひ本州・九州・四國・及北海

一、方針

弘揚民出務所設置に關する件

卷之三

十年九月二十日其の要領を左の如く制定した。

府県に引揚民事務所を設置せしむることとし、昭和

對して本願急便誌の草稿は當にしきり爲め
政府は國

對する懸念果報の事務二種の一すゝ鶴矢、政府は開

を爲す者及び内地より朝鮮又は臺灣に引揚を爲す者

人東征戰事の終結に伴ひ、外地及外國より内地に歸

卷之三

引揚民事務所の設置

五四

(三) 應急醫療及助產に關する事項

(四) 宿舎の斡旋及提供其の他施設の設営に關する事項

(五) 輸送の連絡調整、荷物の保管其の他輸送

